

賃金支払状況等の報告状況（令和3年度選定分）について

1 根拠

県が締結する契約に関する条例第8条及び条例施行規則第5条の規定に基づき、条例第7条各号に掲げる事項の遵守の状況について、特定県契約の受注者（以下、特定受注者という）のうち知事が指定するものにかかる特定受注者に対し報告を求めるもの。（平成29年4月1日より施行）

2 報告対象の選定

契約担当室課から報告のあった特定県契約の要件に該当する契約について、報告対象となる特定県契約の指定に関するガイドライン及び同マニュアルの手順にしたがって、①契約が履行される地域、②工種・業務内容、③契約金額等について配慮の上選定を行った。

報告を求める特定県契約の件数は下表の通り。（カッコ内は特定県契約の全体数）

	県央	県南	沿岸	県北	計
工事請負契約	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
業務委託契約	4 (10)	4 (6)	0※ (0)	0※ (0)	8 (16)
指定管理協定	6 (18)	0 (1)	1 (3)	0 (2)	7 (24)

※県北・沿岸においては、要件に該当する委託契約がなかったもの。

3 特定受注者からの報告状況について

報告対象として抽出した特定県契約18件について報告を求め、すべての受注者より報告があった。報告状況及び賃金支払については、下表の通り。

（1）特定県契約にかかる報告状況

	報告対象	照会件数	回答件数	計
工事請負契約	3	3	3	3
業務委託契約	8	8	8	8
指定管理協定	7	7	7	7

(2) 賃金支払状況等の報告について

		最低額※	最高額
工事請負契約	元請	1,254 円	1,633 円
	下請	940 円	3,125 円
業務委託契約	委託者	830 円	3,445 円
	再委託者	821 円	850 円
指定管理協定	指定管理者	830 円	4,086 円
	再委託者	821 円	2,320 円

※今回報告対象となったのは、業務委託契約及び指定管理協定においては R3.10 月支給分、工事請負契約については R3.11 月以降、R4.9 月までの期間の指定する月の支給分の賃金支払額である。

※R4.10 月支給に対応する最低賃金は、10 月 19 日までの稼働分は 821 円、10 月 20 日からの稼働分は 854 円となる。

※上記のいずれの契約においても、令和 4 年 10 月 20 日以降は最低賃金額の改定に応じて、賃金の支払いを行っているもの。

(3) 社会保険等の加入状況について

	健康保険 未加入	厚生年金 未加入	雇用保険 未加入
工事請負契約	0 件	0 件	0 件
業務委託契約	0 件	0 件	0 件
指定管理協定	0 件	0 件	0 件